平成30年台風21号で被害を受けられた方へ

被災されました組合員の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

CO·OP共済にご加入の方は

- ◆住宅災害共済金(*1)
- ◆風水害等共済金(*2)

の対象となる場合があります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

- *1 「住宅災害共済金」とは、CO·OP共済《たすけあい》 (ジュニア 20 コース除く)に付帯されている保障です。
- *2 CO·OP火災共済では「風水害等共済金」が適用となる場合があります。



◎ご請求の対象となる事例とは…

対象となる事例	台風で自宅が損壊した。 台風により河川が氾濫し床上浸水した。
対象とならない事例	台風によって雨漏りした(屋根等の損壊がなかった場合)。 浸水でマイカーが動かなくなった。

- ※ 上記はあくまで例です。実際のお支払いはケースバイケースとなります。
- ※ 実損害額を保障するものではありません。

◎ご請求の対象となる条件は…

CO·OP共済《たすけあい》	20万円以上の被害があった場合
CO·OP火災共済	10万円を超える被害があった場合

- ※ CO·OP火災共済は、「<u>住宅」に10万円超</u>の被害があった場合です。ただし、住宅契約に20口以上のご加入の場合、住宅以外の物置・カーポート・門・塀等に10万円を超える被害があれば、特別共済金をお支払いできる場合があります。
- ※ 風水害保障なしタイプにご加入の場合、風水害等にかかわる保障はありませんので、支払対象外となります。

詳しいお問い合わせは・・・

■CO·OP共済《たすけあい》について(コープ共済センター)

0120-345-712 9時~18時

(祝日は17時まで、日曜日定休日)

■CO·OP火災共済について

0120-6031-43

- ◆現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。 CO·OP火災共済コールセンター 9時~18時(日曜日定休日)
- ◆共済事故(住宅損害)の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【O】をご選択ください。 CO·OP火災共済事故受付コールセンター 24 時間 365 日受付可能

明日のくらし、ささえあう

CO·OP 共済

生活クラブ生活協同組合大阪